墨田区のお知らせ　NO.1818

すみだ

2016年（平成28年）5/11

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容

2面 ……区報ジュニアレポーター
3面 ……講座・教室・催し
4・5面 …民生委員・児童委員、主任児童委員
6～8面 …講座・教室・催し・募集

●おわび

本紙4月21日号1面でお知らせした、シティプロモーションロゴマークのモチーフとした作品名に誤りがありましたので、訂正しておわびいたします。

▶正＝葛飾北斎の作品「猿」に記された画号「画狂老人北斎」の〝人〟

▶誤＝葛飾北斎晩年の作品「肉筆画帖」のうちの一図「桜花と包み」に記された画号「画狂老人卍」の〝人〟

発行：墨田区（広報広聴担当）☎5608－1111代表　〒130－8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号　http://www.city.sumida.lg.jp/

地域の力で子育て応援！

区では、待機児童の解消に向けて保育所の整備を進めているほか、妊娠・出産期からの切れ目ない支援をめざし、多様な子育て支援事業を展開することで、〝子育てしやすい環境づくり〟に全力で取り組んでいます。

「子育てで困ったときに頼れる人が近くにいない」、「ずっと子どもと二人きりだとどうしてもストレスが溜まる」など、〝孤育て〟の悩みを解決するには、地域の力が欠かせません。今号1面では、区が準備を進めている、地域の力を活かした2つの子育て応援事業をご紹介します。

[問合せ]子育て支援総合センター☎5630－6351

秋ごろ開始

困ったときは地域で受け入れ！
協力家庭制度

保護者が病気や育児不安等で一時的に子どもを養育できず、ほかにも養育する方がいないときに、区内の〝協力家庭〟で2歳～中学生の子どもを短期間（7日以内）お預かりする、地域の子育て支援事業です。これは、現在実施している「子どもショートステイ事業」（区が委託する区外の乳児院・児童養護施設で養育）の対象と預け先を拡充するものです。この事業を通して、養育里親等の普及啓発を図ります。

ここがポイント！

区内の協力家庭で養育するため、子どもが養育先から保育園や学校に通うことができます。

養護施設は小学校4年生までが対象ですが、協力家庭は中学生までが対象です。

家庭的な雰囲気の中で養育ができるため、子どもの情緒面にとっても安心です。

秋ごろ開始

助け合いの子育てを！
なかまほいく

主に0歳～3歳の子どもとその保護者を対象とした事業です。10組程度の親子が一緒に交流しながら遊ぶ回と、子どもを預ける親と預かる親に分かれる「なかまほいく」の回で構成されます。週1回、連続10回程度の活動を通じ、かけがえのない〝子育てなかま〟がつくれます。

ここがポイント！

子育て中の保護者がつながることで、子育ての不安や孤独感の解消につながります。

ほかの子どもを預かり、お世話をすることで、一人ひとりの子どもの個性に気付くなど、自身の子育てに役立つ経験ができます。

子どもと離れ、親同士で交流したり、自分の時間をつくったりすることで、リフレッシュできます。

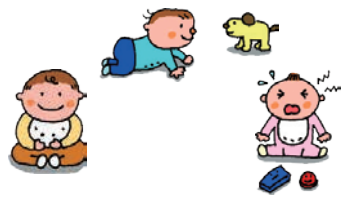

子どもにとっても、友達ができることで、成長や発達に良い影響が期待できます。

ほかにも、区では様々な子育て支援施策を実施しています。詳細は区ホームページ内の「すみだ子育て応援サイト」をご覧ください。